

Ⅲ-1 よりよい消費生活のために

① 消費生活のトラブルを防ごう ～必要のない勧誘にはきっぱり「NO！」～

悪質商法とは、言葉巧みに誘ったりウソの説明をしたりして、高額な商品やサービスを買わせることをいいます。こうした被害にあわないために、その手口をよく知っておき、うまい話やあやしげな人には決して近づかないようにしましょう。

CASE
1

アポイントメントセールス(デート商法)

販売の目的を隠して電話やメールで店舗などに呼び出し、契約を迫る商法があります。デートのつもりで行ったのに、高額商品を買わされるというケースもあるので気をつけましょう。



対策

- アクセサリーや絵画、着物、コートなどの高額な商品が多いので、そのような話が出たら注意しましょう。
- 万が一契約してしまった場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。

CASE
2

スカウト商法

街でスカウトされて芸能人になった人も実際にいますが、登録料を請求したり、高い受講料の養成スクールに通わせることが目的の場合も多いので、注意が必要です。



対策

- まずは相手の名刺をもらって帰り、家族などに相談しましょう。
- 「今、決めてください」などと言われても、絶対に即答したり、個人情報などを教えないようにしましょう。
- 最近では「アダルトDVDへの出演強要」などの注意喚起も出されています。

CASE
3

マルチ商法

「友達や後輩を紹介すれば、毎月お金がもらえる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させ、次々に加入者を増やしていく商法です。勧誘時の成功話と違って、売れない商品を抱え込んだり、勧誘した人とのトラブルにつながる可能性があります。



対策

- 「会員になって」「紹介すれば」などの言葉が出たら、マルチ商法の可能性が高いので気をつけましょう。
- 親しい人からの誘いなど、断りにくい場合もありますが、きちんと意思表示をしましょう。SNSが入口になることも多いといわれています。

CASE 4

キャッチセールス

路上で「アンケートに協力してほしい」と声をかけられました。
アンケートぐらいなら、記入しても問題ないですよね？



対策

- アンケートに答えた後に、強引に商品を買わせようとするケースがあるので、不要なもののはきっぱり断りましょう。
- 個人情報（名前や電話番号など）を記入すると、あとで電話をかけてきて、高額な商品を勧められることもあるので十分に注意しましょう。

CASE 5

資格商法(サムライ商法)

「受講すれば資格がとれる」「就活に有利」と行政書士などの国家資格取得を電話で勧誘し、無理やり高額な教材や講座受講の契約をさせる商法。架空の資格や民間資格が「まもなく国家資格になる」と誘うケースもある。

さらに以前の契約者に「受講が未終了」「資格を取得するまで契約は続く」といって、退会手続きの費用や、新たな契約を迫る二次被害が発生している。《クーリング・オフ可》

一度も使っていないのに…



CASE 6

悪質な訪問販売～点検商法で高額な布団の契約～

業者が突然訪問してきて「布団のクリーニングです」「どんな布団を使っていますか」といわれ、つい布団を検査してもらった。「こんな布団に寝ているのですか」「ダニが多く不潔ですよ」「クリーニングも出来ない」といわれ、不安になって高額な布団を契約してしまった。《クーリング・オフ可》



CASE 7

エステの契約～無料体験に行って高額な契約を～

エステの「無料体験」に行ったところ「美しくなるためには」といろいろと勧められ、お金がないと断ったが、分割払いができるからと言われ高額なエステコースや化粧品の契約をしてしまった。

《5万円以上で1カ月を超えるエステ契約は、契約書面受領日から8日間はクーリング・オフができる。また中途解約することができ、解約手数料の上限も決められている》



Ⅲ-2 要注意！スマホ・ネットの落とし穴

ここ数年の間に、急激に普及したスマートフォン（スマホ）。パソコンよりも手軽にインターネットを利用できますが、インターネットの危険性を知らずに利用する人も多く、トラブルも急増しています。

スマホは「パソコン」+「電話」

- パソコンのセキュリティ対策をしている人は多いのですが、スマホもパソコンに電話機能が付いたようなもの。パソコンで使用する機能の多くは、スマホでも使用できます。
- パソコンと同様のセキュリティ対策が必要です。



「ウイルス対策」してますか？

- ウイルス対策が不十分だとサイトを閲覧するだけでウイルスに感染し、家族や知人のパソコンなどにウイルスを送ってしまったり、個人情報やクレジットカード番号を盗まれて悪用される危険性もあります。
- インターネットを利用する際は、ウイルス対策ソフトをインストールし、基本ソフトのアップデート情報なども定期的に確認しましょう。



「アカウント」を乗っ取られることも……

- 無料通話アプリやSNSなどでアカウントを乗っ取られ、そのアカウントが詐欺に使われる被害も出ています。
- 複数のサービスに登録する時は、同じIDやパスワードを使い回すことは避けましょう。



「無料オンラインゲーム」にも注意しましょう

- 「無料ゲーム」や「無料占いサイト」に夢中になり、いつの間にか有料アイテムを購入してしまっているケースもあるので注意しましょう。また、提供先が不明など、信頼できないアプリはダウンロードしないようにしましょう。端末内の情報を勝手に送信するなど不正なアプリも存在します。
- 無料サイトやアプリは有料サービスへ誘導したり、あなたの個人情報を得るためなどの目的があるケースがほとんどです。

どんな手口？

スマホ・ネットトラブル！！

「自分は大丈夫」という過信は禁物です。実際に被害に遭った人の大半が、「まさかこんなことで」「自分がだまされるなんて」「まったく気づかなかった」と口をそろえます。スマホ利用によって犯罪に巻き込まれないよう、まずは、どんな手口があるかを正しく知っておきましょう。

無料サイト(ゲーム、動画、占い)

CASE 1

基本無料ゲームと書かれたゲームで遊び、その中でゲームを有利に進めるためのアイテムを売っていた。ゲーム内のことだと思い何度も購入したところ、月末に高額な請求書が届いた。



もしや、あの子のケータイのせい?

CASE 2

無料占いサイトを利用したら、鑑定結果が次々に送られてきた。聞かれたことに返信をしていたら、いつの間にか有料になっていて、気がついた時には、かなりの金額を使用していた。



CASE 3

無料動画サイトに登録したら、その後ひんぱんに迷惑メールが届くようになった。メール配信の停止の申込みを送ると、さらに迷惑メールの量が増えてしまった。



CASE 4

無料懸賞サイトへ登録を行ったところ当選の連絡がきた。賞品の受け取りには手数料が必要ということで支払ったが、一向に賞品は届かない。



よりよい消費生活のために

消費者の権利と責任

環境に配慮した生活

暮らしの中の安全を考えよう！

よりよい消費生活のために

その他の事例

音楽配信サイトで曲をダウンロードするために、親と相談した上でクレジットカードを利用し、一度だけ購入。スマホがカード情報を記憶しており、その後も親に無断でダウンロードを続けていたらクレジット会社から高額請求が。

対処法

- 無料と書かれていても、一部アイテムや行為によっては有料であるケースが多くあるので、利用規約などをしっかり読み、どのような場合に料金が発生するのかを確認する。
- 有料のサービスを受ける場合は、必ず両親などに相談し、許可を得てから利用することを習慣づける。
- 画面上の「はい」「YES」「OK」「入場する」などのボタンをむやみにクリックしない。
- 有料のサービスを利用する場合であっても、使った金額はメモするなどして、きちんと把握しておく。年齢を登録する必要がある場合は、正しい年齢を登録する。

Point



提供側はいかに有料サービスを利用してもらうかの工夫をしています。いくら楽しくても、正しい判断ができなくなるまで夢中にならないようにしましょう。

不正アクセス

無料アプリをダウンロードしたら、スマホ内に登録してある電話帳や写真ファイルなどが盗み取られた。

その他の事例

ダウンロードしたアプリを起動すると同時に、関係のない動画サイトへ自動的に繋がりと、登録料や会員料金の振込を請求された。



対処法

- 信頼のおけるサイトからのみダウンロードを行う。
- アプリをダウンロードするときは、開発元の情報や規約などをよく確認する。
- ダウンロードの際には「アプリがどんな情報を読み取るか」を示した許可・同意の画面をしっかりと読み、アプリの内容に関係のないものが含まれていないか確認する。
- よく知らないアプリをダウンロードするときは、アプリの評価を読むだけでなく、不正アクセスやトラブルの報告がないか、インターネットで必ず検索・確認する。

Point



スマホにもパソコンと同じようにセキュリティ対策が必要です。特に未成年者の使用機器にはフィルタリング設定とともにウイルス対策も行いましょう。

ワンクリック詐欺

メールに記載されたURLや広告リンクをクリックしたら、身に覚えのない高額な料金の支払を求め画面が表示された。

その他の事例

動画のダウンロードや再生のボタンを押すと、高額な視聴料を請求する表示が現れ、画面上から消えなくなった。



対処法

- 画面を操作せず、スマホを再起動する。
- 請求は無視しても大丈夫なので、決してあわてて振り込んだりしない。
- 何回かクリックさせてだます手口もあるので、気軽にボタン操作をしない。
- 請求画面が張り付いても、慌てずに消費生活センター等に相談し解除の方法を教えてもらう。

Point



この手の手口は、アダルトサイト関連に多いので注意が必要。困ったときは、臆ずかしがらずに身近な人や消費生活センターなどに相談しましょう。

フィッシング詐欺

金融機関を名乗るメールが届き、指示に従いサイトにアクセスしてIDやパスワードを入力したが、あとになってニセのサイトだと判明。盗まれた個人情報が悪用され、預金を引き出された。

その他の事例

「SNSを利用してアンケートに答えたら景品がもらえる」という懸賞サイトに書かれていたURLからSNSにログインしたら実は偽サイトで、アカウントがのっとられてしまった。



対処法

- 他のSNSで使っているIDやパスワードで利用できるサービス（ソーシャルログイン）が増えているが、利用するサイトの運営会社が信頼できるかどうかを確認し、少しでもあやしければ利用しない。
- 正規のサイトを装った「偽サイト」でないことを確かめる。（見た目はそっくりなので正式な企業名やサイト名をインターネットで検索して確認する）

Point



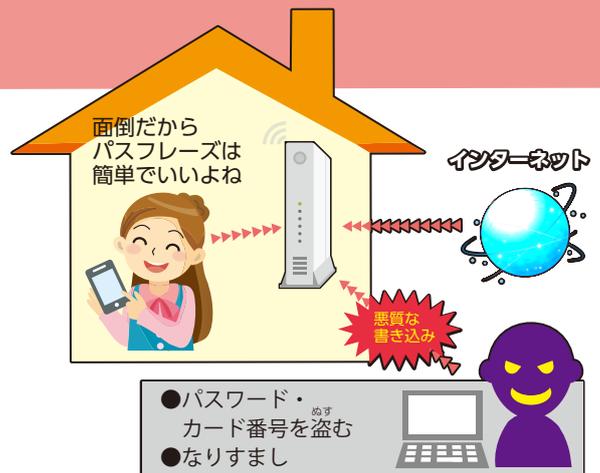
基本的に企業からメールでIDやパスワードの入力を求められることはありません。

無線LANスポットの悪用

外出先で無線LAN (Wi-Fi) スポットを利用して無料でインターネットに接続したら個人情報を盗み取られた。

その他の事例

自宅の無線LAN (Wi-Fi) にセキュリティ設定 (暗号化) をしていなかったため、インターネットを利用してただけで情報を盗み見 (傍受) された。



対処法

- 不特定多数の人が利用する無線LANスポットでは、クレジットカード番号や個人を特定する情報の入力は避ける。
- 知らない事業者の無線LANや、「野良アクセスポイント*」は利用しない。(*無線の電波を利用してインターネット別途接続等を行うシステム)
- パスワードの入力を必要とするなど、セキュリティが確立しているものを使用する。

Point



Wi-Fiネットワークの暗号化が「None」になっていたり、何も書かれていないものは、情報を盗み見される可能性があるため利用には危険が伴います。

ネットショッピング詐欺

商品の購入手続きをして代金を振り込んだが商品が送られてこない。記載されていた連絡先は架空の番号だった。



対処法

- 通信販売は返品特約の表示義務があるので必ず確認する。表示がなければ商品を受け取った日を含めて8日間は送料負担で返品できる。
- 不安なときは、支払方法を代金引換や後払いにする。
- 万一に備え、確認メールや確認画面を保存しておく。
- 申し込む前に、運営会社の会社情報などをしっかり確認する。

SNSの落とし穴

SNSで知り合った相手に誘われ、実際に会い、性犯罪や強盗の被害にあった。



対処法

- 見知らぬ人からのメールには返信しない。
- むやみに連絡先の交換や会う約束をしない。
- SNSなどでの友達承認は、相手を調べて慎重に行う。

サクラサイト商法

芸能関係者を名乗る人から「アイドルの相談相手になって欲しい」などと誘われ、会話をしているうちに、有料メール交換サイトに誘導され、高額な利用料を請求された。



対処法

- 外部サイトへの登録を促されても、むやみに応じない。
- 従量課金制のサービスは安易に利用しない。



スマホ・ネット犯罪には、次々に新しい手口が現れてきます。相手の顔が見えない買い物や契約をするときは、十分注意しなければいけません。少しでも不審な点があれば、詐欺を疑って近づかないようにしましょう。

